

新型コロナウイルス感染症による 傷病手当金について

2023年5月8日以降、新型コロナの感染症法上の分類・措置が2類相当から5類へ変更される為、傷病手当金の申請方法を通常の疾病と同様の申請方法に変更します。5月8日以降に新型コロナに感染し、傷病手当金を申請される方は、申請方法をご確認ください。

※療養期間が年休の場合は傷病手当金の支給はありません。

※被扶養者（家族）に傷病手当金の支給はありません。

【申請方法】

「傷病手当金請求書」の（Ⅰ）を記入し、受診された医療機関で（Ⅱ）の証明をもらってください。その後医療機関に証明された請求書を勤怠管理部署へ提出してください。

・傷病手当金請求書の印刷は、右図の「申請書」をクリックしてください。

